

6 貸付制度

(1)生活福祉資金

障がい者世帯に対し、以下の経費等に対して資金の貸付相談を行っています。

■宇都宮市社会福祉協議会
福祉サービス課

TEL 636-1215

FAX 637-2020

資金の目的	貸付条件			
	貸付上限額 の目安	償還期間	貸付利子	連帯保証人
生業を営むための経費	460万円	20年	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合には据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	※1	8年		
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	7年		
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	8年		
障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円	8年		
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513万	10年		
負傷又は疾病の療養に係る必要な経費 (健康保険の例による医療保険の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	※2	5年		
介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	※3	5年		
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	7年		
冠婚葬祭に必要な経費	50万円	3年		
住宅の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	3年		
就職、技能習得の支度に必要な経費	50万円	3年		
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	3年		

※1 技能を習得する期間が6月程度:130万円, 1年程度:220万円, 2年程度:400万円, 3年程度:580万円

※2 療養期間が1年を超えないときは170万円, 1年を超え, 1年6月以内であって, 世帯の自立に必要なときは230万円

※3 介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円。1年を超え, 1年6月以内であって, 世帯の自立に必要なときは230万円

★ 貸付の決定は栃木県社会福祉協議会が行います。